

浦安市生活困窮世帯の子どもに対する
学習・生活支援事業業務
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 10 月 9 日

浦安市 福祉部 社会福祉課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、本市において貧困の連鎖を防止するため実施する、浦安市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

浦安市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託

(2) 業務概要

「浦安市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託業務概要」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託上限額

36,519,000 円（消費税及び地方消費税込み）

金額は全期間の金額です。（3年度分 債務負担行為）

内訳（上限）

令和8年度 12,173,000 円

令和9年度 12,173,000 円

令和10年度 12,173,000 円

(5) 履行場所

浦安市内の公共施設または受託者が用意した場所

(6) 事務局

浦安市 福祉部 社会福祉課

電話番号:047-351-1111(代表) 内線 15111

電話番号:047-712-6641 (直通)

FAX:047-355-1294

E-mail: shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選

定された場合、契約締結時までに資格登録の申請をすること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 10 月 9 日（木）
質問の締切	令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 4 時
質問への回答	令和 7 年 11 月 5 日（水）
応募締切（応募書類の提出期限） （第 1 次審査）	令和 7 年 11 月 13 日（木）午後 4 時
第 1 次審査結果の通知	令和 7 年 11 月 27 日 予定
提案書の提出期限 （第 2 次審査）	令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 4 時
ヒアリングの実施	令和 7 年 12 月 23 日 予定
審査結果の公表	令和 8 年 1 月上旬 予定
契約協議・契約の締結	令和 8 年 2 月中旬 予定

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 7 年 10 月 9 日（木）から令和 7 年 11 月 13 日（木）午後 4 時までとする。
- (2) 質問の受付と回答
 - ア 質問事項は、「浦安市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式 1）に必要事項を記入し、「2. 概要 (6)」で示したメールアドレスに E メールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
 - イ 質問の受付期間は、令和 7 年 10 月 9 日（木）から令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 4 時までとする。
 - ウ 質問に対する回答は、令和 7 年 11 月 5 日（水）から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和7年10月9日（木）から令和7年11月13日（木）（土日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後4時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市 福祉部 社会福祉課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）で長辺左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、9部（正本1部、副本8部）提出すること。

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 応募者概要書（任意様式）
- ③ 誓約書（参加資格要件を満たしている旨）（様式3）
- ④ 誓約書（入札参加資格者名簿への登録について（必要に応じて））（様式4）
- ⑤ 事業者の業務実績一覧、主な主要業務、類似業務の実績（様式5-1～3）
※過去3年以内の事績とする
- ⑥ 担当者経歴書（任意様式）
- ⑦ 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 審査の手続き

(1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(2) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和7年11月27日（木）から令和7年12月5日（金）（土曜日、日曜日、祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後4時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市 福祉部 社会福祉課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

① 提案書表紙（様式6）

② 提案書（任意様式）

以下の内容を含んだものとする。

- ・ 応募の理由
- ・ 業務実施に際しての基本的な取組み方針
- ・ 年間業務計画
- ・ 「浦安市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託業務概要」に記載された業務内容を履行する上での具体的な手法（業務ごとに）
- ・ 事故防止・安全対策
- ・ 個人情報保護に対する配慮
- ・ その他提案（貧困の連鎖の防止に資する有効な追加提案がある場合）

③ 業務実施体制（様式7）

④ 見積書（令和8年度～10年度の年度ごとの提出とする）（任意様式）

カ 提出部数

原本1部、コピー8部

(3) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を優先契約候補者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、ま

たは提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(4) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年12月23日（火）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明15分以内及び質疑応答15分程度の30分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、本市において破棄するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表1 第1次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募に当たっての姿勢、方針、熱意等を評価する	20 点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する	15 点
担当者経歴	配置予定担当者の経歴は十分か評価する	15 点
合計		50 点

別表2 第2次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
実施体制の適格性	職員の配置計画等の業務体制や配置職員の技術力は十分か評価を行う。	10点
専 任 性	過去3年以内に行った業務実績は、業務の規模等含め十分であるか評価する。	10点
学習支援に関する提案	学習支援に関する具体的手法の創意工夫について評価する。	10点
生活支援（生活習慣・育成環境の改善）に関する提案	生活支援（生活習慣・育成環境の改善）に関する具体的手法の創意工夫について評価する。	10点
進路選択等に関する支援等に関する提案	進路選択等に関する支援等に関する具体的手法の創意工夫について評価する。	10点
一体的実施による効果的な取組みの提案	学習支援と生活支援を一体的かつ効果的に実施する具体的手法について評価する。	10点
地 域 精 通 度	地域における関係機関との連携、地域特性の理解の有無等について評価する。	10点
事故防止・安全対策	苦情やトラブルを未然に防止する対策は十分かつ適正にされるのか評価を行う。	10点
質 疑 対 応 能 力	質疑応答は迅速かつ明快であったかを評価する。	5点
取 組 み 意 欲	企画提案に関する補足説明の明確さや、業務に対する取組み意欲について評価する。	10点
そ の 他 提 案	その他本市にとって有効な提案について評価する。	5点
	合計	100点